

募集要件・審査・比較評価方法等に関する意見

平成 25 年 10 月 8 日

委員 黒須 良次

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会から当委員会に報告された「次期中間処理施設整備事業の基本方針の概要」の内容を前提として、立地候補地の募集要件、審査、対象地の調査・評価方法について以下のとおり意見を述べます。

1. 立地候補地の募集要件について

- 1) 募集要件は「応募者の資格要件」と「対象地の用地要件」の2つに大別し、分かり易く。
- 2) 「絶対要件」という表記は過度で誤解を招きやすい。「要件」や「必要条件」で十分足りる。
理由：絶対要件と規定すると、例えば対象地の一部が洪水冠水危険地域等である場合、要件を100%満足できない。しかし、実際には、部分的に要件を満足しないケースが多いと想定され、満足すべき要件について詳しい説明が必要になると考えられる。
- 3) 対象地の用地条件について
 - ①自然地形に由来する自然災害の危険性を、要件として考慮すべき。
理由：印西地域の自然災害危険エリアは、洪水冠水危険地域や液状化危険地域で、沖積平野や谷底低地など自然地形に由来するものである。盛土造成や地盤改良等を行えば、どちらも危険性をある程度緩和できるが、完全に回避できるものではない。また、液状化危険地域だけを要件から除外するのは不適當であり、慎重に設定すべきである。
 - ②立地制限を受ける法適用区域等については、実際に印西地域内で指定されていない区域等の名称（例：国定公園）を使用すると混乱を招くので使用すべきでない。

2. 応募案件の情報管理・審査方法等について

- 1) 応募案件の個別情報は、原則として非公開とし、開示事項は応募者の同意の範囲による。
- 2) 当委員会で審査を実施する際、会議傍聴の可否は当委員会の決議に従う。
- 3) 応募要件の自然的・社会的、法的適合性の確認・判断は、必要に応じ自治体等の所管部署へ照会を行い、適確を期す。
- 4) 応募案件は、応募要件等の審査を経て、「調査検討対象地」として選定する。
- 5) 調査検討対象地として選定した土地については、現地踏査など評価検討に必要な調査（地質条件・権利関係・不動産簡易鑑定等）を適時・適切に行えるよう、予め募集段階もしくは審査・選定段階で、所有者等の同意を得るものとする。
- 6) 前記の調査の実施につき、所有者等の同意が得られず、比較評価の実施に支障がある場合、当該応募案件の調査検討対象地としての選定を取り消すことができるものとする。

3. 調査検討対象地の調査・比較評価のあり方・方法について

1) “市民の目線” に立って、評価の「見える化」を目指すことを提案

- ・前回の検討委員会が実施した評価については、評価の考え方や根拠データ、採点方法等に説明不足や不適切な部分があり、かつ評価項目が数十項目と多数で複雑であった結果、市民から多々問題が指摘され、評価結果の妥当性・信頼性に疑問が投げかけられている。
- ・施設用地の立地適合性に関する評価は、評価の視点や項目が多数におよぶことから、専門家であっても、全体像について合理的説明が足りず、分かりにくいものになりがちである。
- ・よって、当委員会においては、第一に“市民の目線”に立って、市民に分かりやすい的確な評価方法を採用し、評価の「見える化」に最大の努力をすべきである。
- ・評価の「見える化」を目指す上で、第一条件として、次の3つの基本的な事項について市民に対して明快に説明できるように、当委員会は「説明力」を高めるべきである。

(A) 評価方法は：評価の目的・考え方、手法・項目の設定理由等を明確に説明できること。

(B) 評価体系は：基本視点（大項目）ごとに、評価の内容と結果を「見える化」すること。

(C) 委員会の評価観は：どういう観点から何をどの程度重視した結果なのかが読めること。

具体的に、第6回会議の資料について、「見える化」するためのポイントを提案する。

(A) 評価方法について：2段階の評価方法について、その目的・考え方・理由の明確化を

- ・「見える化」のため、2段階の評価方式とした理由・意義をより明快に説明する必要がある。
- ・一次評価、二次評価という2段階で評価する目的、考え方、評価技法等について、十分な説明がないため、第6回会議では、委員の共通理解・認識が不十分な状態ではないか。
- ・まず、一次評価、二次評価、それぞれの目的、基本的な考え方、評価手法の採用理由について、説明文をつけて明確に解説し、その上で評価項目等の議論に入るべき。
- ・第6回会議では、一次評価は「安全・安心」に注目して減点評価すると短い説明があった。しかし、それだけでは単にアイデア・思いつきのレベルに止まる。なぜそうするのか、目的・理由・ねらいの明確化が必要。

(B) 評価体系について：基本視点（大項目＝柱・テーマ）の設定の考え方を的確に整理すること

- ・「見える化」のためには、先ず、評価の基本視点・テーマ（大項目）を5，6項目に整理し、それを誰もが理解できるように、わかりやすく説明する必要がある。
- ・第6回会議の資料では、大項目の設定の考え方、その中に含むべき中・小評価項目の種類等の認識・説明が足りない。そのため、中・小項目の内容、位置づけに混乱がみられる。よって、先ず大項目の設定の考え方・方針をしっかりと整理すべきである。

以下、混乱しているケース、整理不足と考えられる点を例示。

(例 1) ヒートアイランド化：これは市街地等に局地的に起きる現象であり、焼却炉から排出する温暖化効果ガスが、ヒートアイランド現象を加速し、熱帯夜の増加など、市民生活の健康や

生活環境の質に影響する項目として検討すべきもの。しかし、資料では、周辺環境への影響と記述しながら、マクロな地球環境への影響項目とし、大項目との整合がとれていない。

(例 2) 社会的影響の観点：一次評価の大項目に、抽象的に「社会的影響の観点」とあるが、一次評価の大きな目的が「安全・安心」の観点からみて重要な項目を評価するというのであるなら、その目的性に即し、「生活環境の保全、市民の健康への影響」など、よりテーマ設定の視点を明確なものとしなければ、結果として評価があいまいになりやすい。

(C) 委員会の評価観：どういう観点から、何をどの程度重視した評価結果かが分かるように

- ・委員会においては、評価の観点は固定せず、例えば、①市民生活の安全・健康を重視した場合、②施設建設の実現性を重視した場合、③環境保全を重視した場合など、評価の観点を変えて評価結果を比較検討することにより、委員会による評価の質の充実と、市民目線での説明力の向上に努めるべきである。
- ・一次、二次評価においては、大項目ごとに独立した「テーマ別評価・ランキング」の結果と、②全ての大項目を合わせた「総合評価・ランキング」の結果を並列して示すことにより、評価結果を分かりやすく多面的に比較できるようにすべきである。

2) 専門用語などの定義・用法の説明を

- ・第 6 回会議では、評価手法（減点、加点）、防災拠点などの用語の説明・定義がない資料で審議したことから、委員の理解不足、認識のギャップが生じている。専門用語、造語等の定義、用法等について、適切な説明を事務局に求める。

以上

※：評価項目（大・中・小）に関する具体的提案は、別途提出させていただきます。